

秋田市教育委員会
令和2年5月定例会
(事前配付資料①)

【資料目次】

付議案件

- | | |
|-----------------------------|-----|
| 議案第7号 秋田市文化財保護審議会委員の解職に関する件 | … 1 |
| 議案第8号 秋田市社会教育委員の委嘱に関する件 | … 2 |

協議事項

- | | |
|---|-------------|
| (5) 令和3年度使用秋田市立中学校教科用図書の採択について
中学校用教科書目録 | … 3
(別紙) |
| (7) 令和2年度秋田市教育委員会学校訪問(案)について | … 9 |
| (8) 令和2年度「新成人のつどい」実施方針(案)について | … 12 |

教育長等の報告

- | | |
|----------------------------|------|
| (1) 令和2年度教育委員会事務の点検・評価について | … 14 |
| (2) 臨時休校に伴う授業時数の確保について | … 16 |

議案第7号

秋田市文化財保護審議会委員の解職に関する件

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第3条第3項の規定に基づき委嘱した秋田市文化財保護審議会委員を次のとおり解職する。

令和2年5月28日提出

秋田市教育委員会
教育長 佐藤 孝哉

氏名	専門分野	役職名等
石塚 昭信	歴史資料	元河辺町文化財保護審議会委員

任期は、令和元年7月1日から令和3年6月30日まで。

提案理由

当該委員から体調を理由とする辞職願があったため、委員を解職しようとするものである。

議案第8号

秋田市社会教育委員の委嘱に関する件

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項の規定に基づき、秋田市社会教育委員を次のとおり委嘱する。

令和2年5月28日提出

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

氏 名	分 野	役 職 名 等
加賀屋 久 人	社会教育関係者	秋田市PTA連合会会長

任期は、令和2年6月1日から令和3年8月4日までとする。

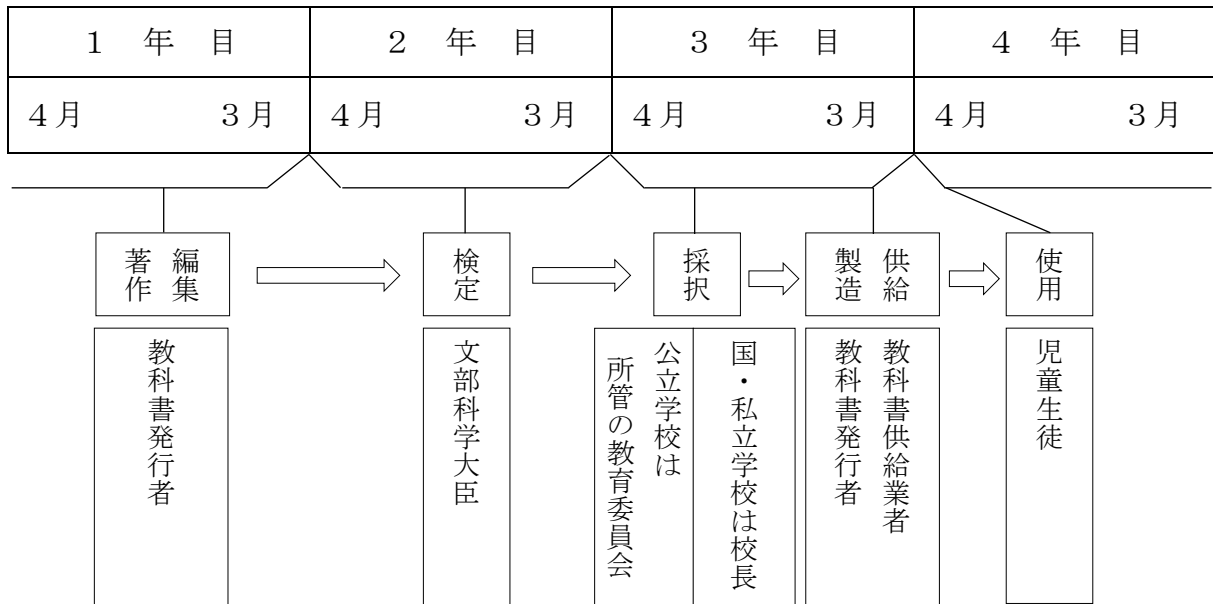
提案理由

社会教育委員古谷昌規の辞任に伴い、その後任の委員を委嘱しようとするものである。

令和3年度使用秋田市立中学校教科用図書採択について

1 教科書が使用されるまでの流れ

(1) 編集から使用(4年サイクル) R2: 新学習指導要領実施に伴う中学校全教科



小・中学校の教科書の検定・採択の周期

採択・・・新学習指導要領実施に伴う採択

採択・・・教科書採択の周期(4年ごと)に伴う採択

年度西暦 学校種別等区分	26年度 2014	27年度 2015	28年度 2016	29年度 2017	30年度 2018	元年度 2019	2年度 2020	3年度 2021	4年度 2022
小学校(各種目)	採択	使用開始			採択	1年使用			検定
					検定	採択	使用開始		
中学校(各種目)	検定	採択	使用開始			採択	1年使用		
						検定	採択	使用開始	
小学校(道徳科)			検定	採択	使用開始	採択	使用開始		
中学校(道徳科)				検定	採択	使用開始	採択	使用開始	
小学校(外国語科) (小5・6年)					検定	採択	使用開始		

2 教科用図書採択地区協議会の設置

都道府県教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又は、これらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区を設置しなければならない。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第12条)

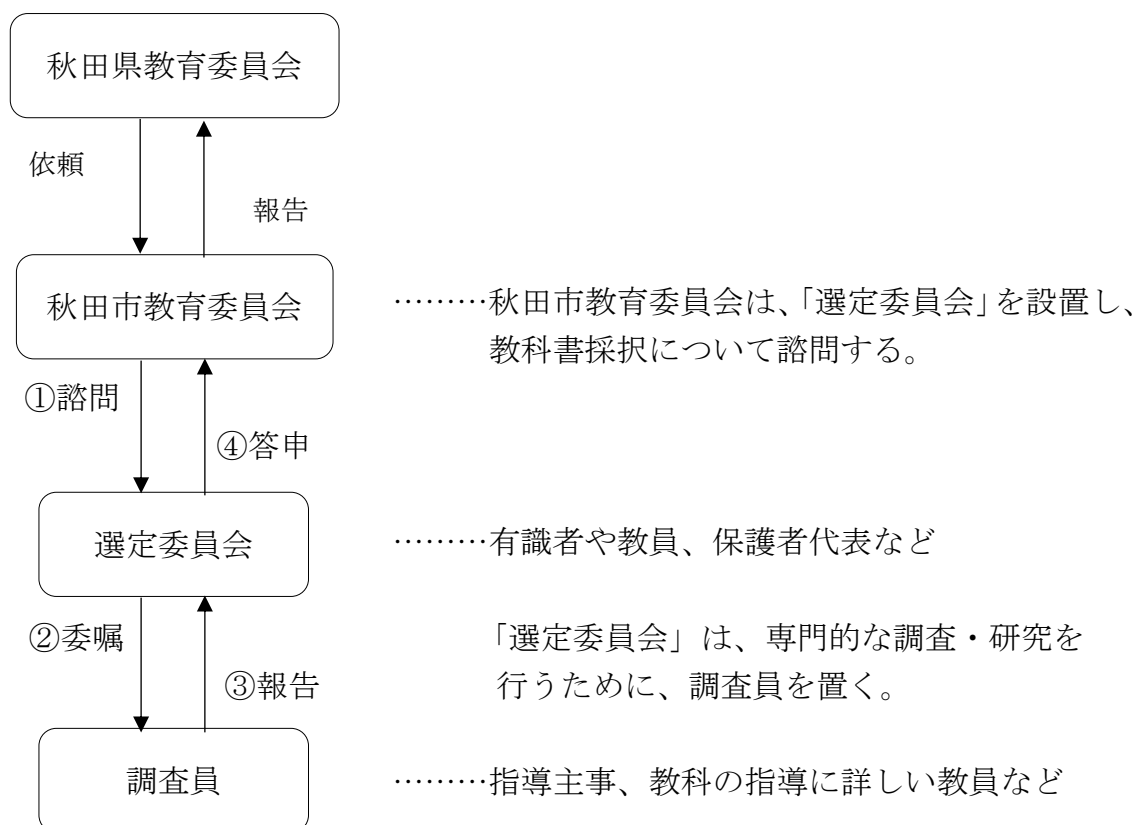
一本県における採択地区一

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| (1) 鹿角地区 | (鹿角市、小坂町) |
| (2) 大館・北秋田地区 | (大館市、北秋田市、上小阿仁村) |
| (3) 能代・山本地区 | (能代市、藤里町、三種町、八峰町) |
| (4) 男鹿・潟上・南秋田地区 | (男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村) |
| (5) 秋田地区 | (秋田市) |
| (6) 由利本荘・にかほ地区 | (由利本荘市、にかほ市) |
| (7) 大仙・仙北地区 | (大仙市、仙北市、美郷町) |
| (8) 横手地区 | (横手市) |
| (9) 湯沢・雄勝地区 | (湯沢市、羽後町、東成瀬村) |

※ 秋田市と横手市は、一市のみによる採択地区なので、採択地区協議会は不要

3 採択の手続き

(1) 小・中学校について



(2) 市立高等学校・美大附について

・校内委員会で採択(案)を作成 → 教育委員会 7月定例会で採択

4 秋田市小・中学校教科用図書選定委員会の構成

選定委員の構成は次の通り

- (1) 学識経験者（大学教授） 2名
- (2) 学校関係者（校長、教頭） 16名
- (3) 保護者 3名
- (4) 教育委員会事務局職員 1名 計 22名

5 秋田市小・中学校教科用図書選定委員会調査員の構成

調査員の構成は次の通り

- (1) 学校の教員 11名
- (2) 教育委員会事務局職員 11名 計 22名

6 事務局

秋田市教育委員会学校教育課 課長 鈴木 太
課長補佐 佐々木 雄 治
主席主査 畠 山 勇 人
主 査 佐 藤 貴 之

7 令和3年度使用中学校教科用図書の採択の流れ（案）

月	教育委員会	選定委員会	調査員
5	<ul style="list-style-type: none">・秋田市小・中学校教科用図書選定委員会設置要綱の作成・選定委員会の設置 (各委員への依頼)・見本本の仕分け作業・教育委員会定例会 5/28 (要綱、委員の承認)	<p>第1回選定委員会 6月2日(火)13:30～ 【教育研究所】</p> <ul style="list-style-type: none">・会長、副会長の選任・教育長が、教科書の調査研究および選定について諮問・教科書採択の流れ、調査研究の基準等の確認・指導主事から選定委員へ教科書配布方法確認	

6			第1回調査員の会 6月3日(水) 15:30～【研究所】 ・調査研究 第2回調査員の会 6月23日(火) 15:30～【研究所】 ・調査研究報告書の 確認
7	第2回選定委員会 7月10日(金)9:00～ 【教育研究所】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 調査研究報告書をもとに、調査員が説明する </div> <ul style="list-style-type: none"> ・教科書の比較検討 ・教科書の選定(上位2社) ・選定理由の確認 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 7月 日() 選定委員会会長から教育長へ答申 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年度使用中学校教科用 図書を採択 (7月30日定例会) ・県教委に採択した教科 書を報告(7月末予定) 	

8 令和3年度使用中学校教科用図書

※ 別紙 教科書目録参照

令和2年度秋田市小・中学校教科用図書選定委員会要綱

(設置)

第1条 秋田市立中学校（以下「学校」という。）において使用する令和3年度中学校教科用図書（以下「教科書」という。）に関して調査研究することにより、教育委員会が行う教科書採択の適正な実施を図るため、秋田市小・中学校教科用図書選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教科書について調査研究するとともに、採択することが望ましい教科書を選定し、その結果を教育委員会に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、学校関係者、保護者および教育委員会事務局職員のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

3 委員は、令和2年8月31日をもって解任されるものとする。

(会長および副会長)

第4条 委員会に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長（最初の会議については、教育長）が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の責任)

第6条 委員は、委員会の任務を達成するため、公正に調査研究および審議に当たるとともに、その任務に際し、知り得た秘密を保持しなければならない。

(調査員)

第7条 教科書について専門的な調査研究を行わせるため、調査員若干名を置く。

2 調査員は、学校の教員および教育委員会事務局職員のうちから教育委員会が任命する。

3 調査員は、教科書についての調査研究が終了したときは、その結果を委員会に報告しなければならない。

4 調査員は、前項の報告が終了したときは、解任されるものとする。

(欠格条項)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員および調査員となることできない。

(1) 教科書、教師用指導書等の著作者又は著作に協力した者

(2) 配偶者および三親等内の親族が教科書発行者の役員又は従業員である者

(3) 教科書発行者から金品等を収受したことがある者

(4) 採択年度を含む過去5年度間に教科書発行者が主催する会議や研修会に参加した者

(委員会の設置期間)

第9条 委員会を置く期間は、委員が委嘱又は任命される日から令和2年8月31日までとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務を処理するため、学校教育課に事務局を置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和2年8月31日限り、その効力を失う。

令和2年度秋田市教育委員会学校訪問（案）について

1 訪問の目的

学校経営や教育活動の状況を視察し、教職員と懇談することにより、秋田市教育の充実に資する。

2 訪問者

各校を2～4名が訪問する。

教育委員会事務局より、教育次長、学校教育課長、教職員室長、学校教育課長補佐のうち1～2名が随行する。

3 訪問の内容

- (1) 学校経営の重点事項の把握（校長説明による）
- (2) 教育活動および施設・設備等の状況把握（校内一巡による）
- (3) 教職員との懇談

4 訪問の日程

訪問は、午前1校、午後1校とする。

【例】

《午 前》		《午 後》	
10:10～10:25	校長の経営説明	13:30～13:45	校長の経営説明
10:25～11:15	校 内 一 巡	13:45～14:35	校 内 一 巡
11:25～12:15	懇 談	14:45～15:35	懇 談
12:15～	昼食・休憩・移動		

5 その他

- (1) 学校経営説明（校長）
 - ・今年度の学校経営の重点と取組について校長が説明する。
- (2) 校内一巡
 - ・授業の参観および施設設備等（校外施設も含む）の視察をする。
 - ・訪問校は、授業参観の際に全学年を参観できるよう配慮する。
- (3) 懇談
 - ・校長、教頭および他の教職員とのフリートーキングとする。
- (4) 昼食
 - ・午前の訪問校で学校給食を摂る。
- (5) 資料等
 - ・訪問日の5日前を目処に、訪問校が作成した学校訪問資料、前年度の学校評価、絆づくり教育プランを教育委員に届ける。

秋田市教育委員会学校訪問の実績および予定

令和2年5月28日

学校教育課教職員室

<小学校>

No.	学校名	H27	H28	H29	H30	H31	R2	備考
1	保戸野		◎		◎		◎	
2	明徳		◎		◎		◎	R2新校長
3	築山		◎		◎		◎	
4	旭北		◎		◎		◎	R2新校長
5	中通		◎		◎		◎	
6	旭南	◎		◎		◎		
7	牛島		◎		◎		◎	R2新校長
8	川尻		◎		◎		◎	R2新校長
9	旭川	◎		◎		◎		新任校長
10	土崎	◎		◎		◎		新任校長
11	港北		◎		◎		◎	新任校長
12	土崎南		◎		◎		◎	
13	高清水	◎		◎		◎		新任校長
14	広面	◎		◎		◎		新任校長
15	日新	◎		◎		◎		R2新校長
16	勝平		◎		◎		◎	R2新校長
	千秋分校	◎		◎		◎		
17	太平	◎		◎		◎		新任校長
18	外旭川		◎		◎		◎	
19	飯島		◎		◎		◎	
20	下新城	◎		◎		◎		新任校長
21	上新城		◎		◎		◎	
22	浜田		◎		◎		◎	
23	豊岩	◎		◎		◎		新任校長
24	仁井田		◎		◎		◎	
25	四ツ小屋		◎		◎		◎	
26	上北手	◎		◎		◎		
27	下北手	◎		◎		◎		新任校長
28	下浜		◎		◎		◎	新任校長
29	金足西	◎		◎		◎		
30	八橋	◎		◎		◎		
31	東	◎		◎		◎		
32	泉	◎		◎		◎		
33	大住	◎		◎		◎		新任校長
34	桜		◎		◎		◎	
35	飯島南		◎		◎		◎	
36	寺内	◎		◎		◎		新任校長
37	御所野	◎		◎		◎		R2新校長
38	岩見三内		◎		◎		◎	
39	河辺		◎		◎		◎	R2新校長
40	戸島	◎		◎		◎		
41	雄和	◎		◎		◎		R2新校長
42	川添							
43	種平							
44	戸米川	◎						
45	大正寺	◎						
	計	22	22	20	22	20	22	

<中学校>

No.	学校名	H27	H28	H29	H30	H31	R2	備考
1	秋田東		◎		◎		◎	
2	秋田南	◎		◎		◎		
3	山王		◎		◎		◎	
4	土崎		◎		◎		◎	新任校長
5	秋田西	◎		◎		◎		R2新校長
6	太平		◎		◎		◎	新任校長
7	外旭川	◎		◎		◎		
8	秋田北		◎		◎		◎	
9	豊岩	◎		◎		◎		
10	城南	◎		◎		◎		新任校長
11	下北手		◎		◎		◎	
12	下浜	◎		◎		◎		
13	城東	◎		◎		◎		
14	泉	◎		◎		◎		
15	将軍野		◎		◎		◎	
16	御野場		◎		◎		◎	
17	勝平		◎		◎		◎	
	千秋分校	◎		◎		◎		
18	飯島	◎		◎		◎		
19	桜		◎		◎		◎	
20	御所野学院	◎		◎		◎		
21	岩見三内		◎		◎		◎	
22	河辺	◎		◎		◎		新任校長
23	雄和	◎	◎		◎		◎	
	計	13	12	12	12	12	12	

<高校等>

No.	学校名	H27	H28	H29	H30	H31	R2	備考
1	秋田商業	◎		◎		◎		R2新校長
2	御所野学院		◎		◎		◎	
3	美大附属	◎		◎		◎		新任校長
	計	2	1	2	1	2	1	

総計 37 35 34 35 34 35

R2年度は、岩見三内小中、雄和小中と一緒に訪問するため、実質は33校の訪問となる。

<教育施設>

- H20 自然科学学習館(ALVE)
- H21 西部市民サービスセンターWESTA
- H22 太平山自然学習センター
- H23 秋田きらり支援学校
- H24 秋田市教育研究所(教職員研修の実際)
- H25 千秋美術館
- H26 サンパル
- H27 秋田城趾資料館、如斯亭
- H28 すくうる・みらい
- H29 自然科学学習館(ALVE)
- H30 太平山自然学習センター
- H31 秋田公立美術大学

令和2年度秋田市教育委員会学校訪問日程

令和2年5月28日
学校教育課教職員室

No.	期日	班	訪問校		教育委員					教育次長		随行			
			給食	午前 10:10～12:15	午後 13:30～15:35	佐藤 教育長	石田 委員	加藤 委員	高堂 委員	藤垣 委員	佐藤 次長	鳴崎 次長	鈴木 課長	三浦 室長	佐々木 補佐
1	8/28(金)	A	○	旭北小	山王中				○	○		○			
		B	○	外旭川小	上新城小	○	○	○						○	
2	10/15(木)	A	○	秋田北中	港北小		○	○	○						○
		B	○	土崎南小	土崎中	○				○				○	
3	10/20(火)	A	○	雄和小・中	下北手中		○		○			○			
		B			河辺小	○		○		○			○		
4	11/4(水)	A	○	中通小	御所野学院高		○			○	○				○
		B	○	岩見三内小・中	太平中	○		○	○					○	
5	11/6(金)	A	○	明德小	教育施設訪問	○	○			○			○		
		B	○	秋田東中				○	○					○	
6	11/12(木)	A	○	築山小	川尻小	○		○	○				○		
		B	○	飯島小	飯島南小		○			○		○			
7	11/17(火)	A	○	勝平中	勝平小			○		○	○				○
		B	○	浜田小	下浜小	○	○		○					○	
8	11/24(火)	A	○	牛島小	四ツ小屋小	○	○		○					○	
		B	○	仁井田小	御野場中			○		○	○				○
9	11/27(金)	A	○	桜小	桜中	○			○	○					○
		B	○	保戸野小	将軍野中		○	○						○	

※施設見学の期日・行き先については、教育委員の意見を参考に後ほど決定しお知らせします。

令和2年度「新成人のつどい」実施方針について

1 事業の目的

新成人の門出を祝福する記念行事をとおして、これからの社会を担う新成人としての責任と自覚を促すとともに、ふるさと秋田への誇りや愛着を高める機会とする。

2 主 催

秋田市 秋田市教育委員会

3 協 力

令和2年度秋田市新成人のつどい運営協力委員会

4 期 日

令和3年1月10日（日曜日）

5 会 場

CNAアリーナ★あきた（市立体育館）

6 参加対象者

平成12年4月2日から平成13年4月1日までに出生し、過去又は現在秋田市に居住した者および秋田市に学校や勤務先があり、秋田市外から通っている者とする。

7 実施内容

式典（国歌斉唱、市長祝辞、新成人の抱負、万歳三唱）とアトラクションの内容で構成し、市民各層からのお祝いメッセージ等を組み入れて実施する。

※アトラクションの詳細内容は、新成人による運営協力委員会で企画する。

8 新成人への周知

事業の円滑な運営を図るため、広報あきたや新成人へ送付する案内はがき等により事業内容等について周知する。

9 警備体制

会場周辺の警備および敷地内の点検に加え、会場内での対応について、秋田中央警察署との協議を踏まえ、体制を整える。

10 運営協力委員会の設置

新成人による運営協力委員会を設置し、積極的に企画・運営等に参画する。

11 その他

新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、実施内容の変更及び中止等について、主催者である秋田市と秋田市教育委員会が協議し決定する。

※ 今後のスケジュール

令和2年	
5月28日(木)	○ 実施方針の協議 【教育委員会定例会】 ○ 実施方針の決定(定例会後)【市長決裁】
6月上旬	○ 運営協力委員の募集・決定
8月上旬～中旬	○ 実施体制の協議 ○ 運営協力委員会開催 (月に1回の間隔で開催)
11月中旬	○ 新成人対象者へ案内はがき郵送
11月下旬	○ 開催要項の協議【教育委員会定例会】 ○ 開催要項の決定【市長決裁】 ○ 開催案内 (広報あきた等掲載) (来賓等へ案内)
12月上旬	○ 中央警察署との合同会議実施
12月中旬	○ 秋田市教育長・秋田市中央警察署長面談
12月下旬	○ 警備の協議【教育委員会定例会】
令和3年	
1月10日(日)	「新成人のつどい」開催

令和2年度の教育委員会事務の点検・評価について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の所管する事務の管理および執行の状況について点検・評価を行い、その結果を報告書にまとめ議会に提出するとともに、公表するもの。

2 実施方針

平成31年度の施策・事業等を対象とし、教育ビジョンの施策体系に基づいて、当該年度の主要な施策・事業を選定し実施する。

(1) 施策・事業等の選定

昨年度の教育委員会4月定例会において議決された「平成31年度秋田市の教育について」から「平成31年度の主要な施策・事業」を選定する。

(2) 報告書の構成（別紙様式参照）

- ・「実績および成果（自己評価）」
- ・「今後の課題と対応（令和2年度以降の取組の方向性）」
- ・「方向性」
- ・「(当該年度の)学識経験者の意見等」

3 学識経験者

秋田市教育ビジョン検討委員会から人選する。

学校教育関係：佐藤修司 秋田大学大学院教育学研究科 教授

社会教育関係：原 義彦 秋田大学大学院教育学研究科 教授

4 主な作業スケジュール

5月28日	教育委員会5月定例会：実施方針の報告
7月下旬	教育委員会7月定例会：事務局案の提示、意見募集依頼
8月下旬	教育委員会8月定例会：最終案の提示 学識経験者から意見聴取（～9月上旬）
9月下旬	教育委員会9月定例会：点検・評価報告書議決 市議会に報告

令和2年度 教育委員会事務の点検・評価報告書 様式（案）

目標1	志を持ち「徳・知・体」の調和がとれた子どもをほぐむ学校教育の充実
施策の方向性2	確かな学力の育成
施策1	学習指導の充実

施策・事業	内容	実績および成果 (自己評価)	今後の課題と対応 (令和2年度以降の取組) (記載例)	方向性 (記載例)
小・中学校情報教育環境の整備 (学事課)	教育の情報化を推進するため、小・中学校の教育情報ネットワークシステムおよび情報機器などのICT環境を整備する。	(記載例) 小学校において〇〇台、中学校において〇〇台のパソコンを更新し、情報機器の適切な維持管理に努めた。	(記載例) 学校における情報機器の適切な維持管理を行うため、小学校において〇〇台、中学校において〇〇台のパソコンを更新する。	(記載例) 大
		※本事業については、令和元年度の点検・評価報告書において、学識経験者の意見として「ICT活用のために、設備の継続的な整備が必要である」との意見をいただいております。		
		※方向性については、拡大・見直し・継続・縮小・終了から選択することとする。		

【学識経験者の意見等】

--

臨時休校に伴う授業時数の確保について

夏休みを8月1日(土)～8月19日(水)に短縮し、授業時数の回復に努める。

授業日 7月20日(月)～31日(金)：土日祝日を除く 8日間
8月20日(木)～24日(月)：土日祝日を除く 3日間
※午前授業(4時間)、給食あり

計 11日間、44時間

【参考】

	実施できなかつた授業時数	余剰時数 (平均)	授業に振替可能な時数	夏休み中の授業時数	(時間) 合計
小学6年生	132	42	50	44	136
中学3年生	135	48	52	44	144

<実施できなかつた授業時数>

- ・昨年度3月および今年度4、5月の休校期間中に、教科等の学習として実施できなかつた時数

<余剰時数(平均)>

- ・今年度の教科等の実施予定時数から標準授業時数を引いた時数

<授業に振替可能な時数>

- ・今年度中止もしくは縮小となる行事に予定していた時数で、6月以降、教科の学習として実施できる時数

[対象行事等の例]

全国学力学習状況調査、運動会、指導主事計画訪問、こころの劇場、
全市一斉授業研究会 など